

南極海域における重質油の使用及び運搬等に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

南極海域における重質油の使用及び運搬等に関する事項

改正理由

2010年3月に開催されたIMO第60回海洋環境保護委員会(MEPC60)において、MARPOL条約附属書I及びVIの改正が、決議MEPC.189(60)及びMEPC.190(60)として採択され2011年8月1日に発効することとなった。同改正においては、南極海域での重質油の使用及び運搬に関する特別要件が新たに規定され、また北アメリカ及びカナダ沿岸の200海里を主とした海域が窒素酸化物及び硫黄酸化物の放出規制海域として指定された。

今般、海洋汚染防止のための設備に関して、MEPC.189(60)及びMEPC.190(60)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 南極海域においては、特定の油の使用及び運搬を禁止する旨規定した。
- (2) 窒素酸化物及び硫黄酸化物の放出規制海域として、北アメリカ海域を新たに追加した。